

第8回能登町復興推進委員会

日 時 令和8年8月27日(木)
午後1時30分～

場 所 能登町役場2階大集会場

次 第

1開 会

2挨 拶

3議 題

- (1)能登町復興計画の進捗評価について
- (2)第3次総合計画策定に伴う復興計画の今後の進捗管理(案)について

4その他

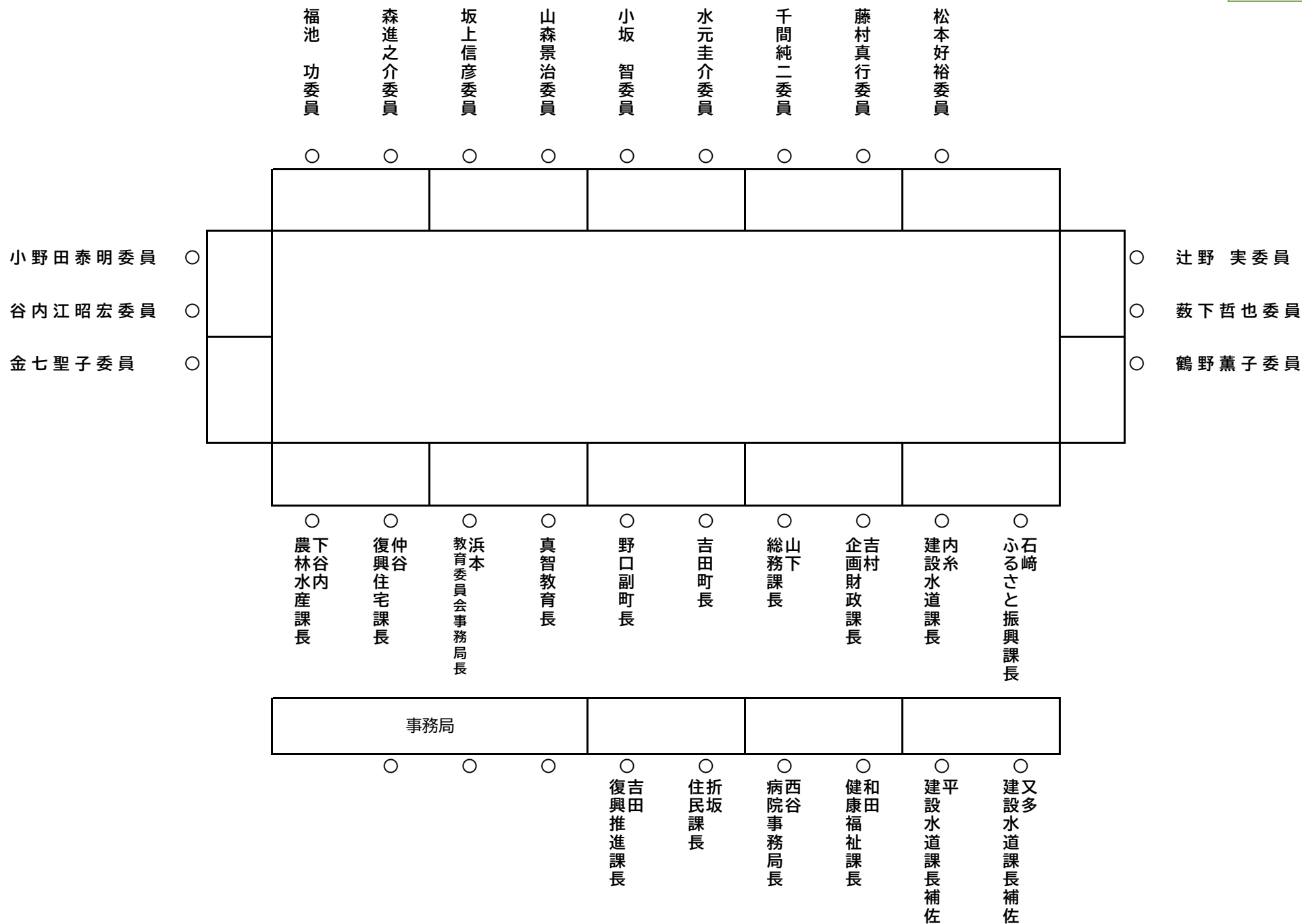
5閉 会

【配布資料】

- ・資料1 席次表（当日配布）
- ・資料2 能登町復興推進委員会設置要綱（当日配布）
- ・資料3 能登町復興推進委員会名簿（事前配布）
- ・資料4 第3次能登町総合計画策定に伴う復興計画の今後の進捗管理（案）について（事前配布）
- ・資料5 今後のスケジュールについて（事前配布）

- ・別冊 能登町復興計画（復旧における）の進捗評価について（事前配布）
- ・別冊 第3次能登町総合計画（当日配布）

第8回 能登町復興推進委員会 席次表



能登町復興推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震からの復旧・復興（以下「復旧・復興」という。）の推進に関する意見を聴取するため、能登町復興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、復旧・復興に向けた計画のほか、復旧・復興を推進するために必要な事項について協議し、町長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係諸団体の代表から推薦を受けた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。但し委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、町長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、会議に出席し、助言することができる。
- 4 アドバイザーの任期は、1年とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会の協議をより専門的に行うとともに、委員会の円滑な運営に資するため、委員会に「すまいと暮らしの再建・安全な地域づくり部会」及び「産業・経済復興部会」の2部会を置く。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び町民又は災害復旧・復興に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱するものをもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員及びアドバイザーの報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年能登町条例41号）に準ずる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、能登町復興推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年5月1日から施行する。

能登町復興推進委員会 委員名簿

資料3

(任期：令和8年5月1日～令和9年4月30日)

委員区分	委員会役職	氏名	役職等	8月27日
公共的団体等の役員 又は関係諸団体の代 表が推薦する者	副委員長	坂上 信彦	能登町町会区長会連合会 会長	
		山森 景治	能登町町会区長会連合会 副会長	
		小坂 智	能登町町会区長会連合会 副会長	
		坂口 浩二	能登町校長会 代表	欠席
		千間 純二	能登北部医師会 理事	
		重野さとみ	能登町婦人団体協議会 会長	欠席
	委員長	水元 圭介	能登町観光協会 副会長	
		田中 昌樹	能登町商工会 青年部長	欠席
		中田 洋助	石川県漁業協同組合 能都支所	欠席
		高田 友貴	能登農業協同組合 能都支店	欠席
		藤村 真行	能登森林組合 能登支所	
		松本 好裕	興能信用金庫 能登復興支援部	
町民		辻野 実	株式会社 SCARAMANGA 代表取締役	
		藪下 哲也	合同会社 松寿 代表社員	
		鶴野 薫子	会社員	
		池崎 万穂	会社員	欠席
		福池 功	北能産業 株式会社 代表取締役	
		上野 朋子	会社員	欠席
		芳野 欽之	芳野会計グループ 代表	欠席
		森 進之介	能登町定住促進協議会 事務局次長	
		金七 聖子	松波酒造 株式会社 若女将	オンライン
学識経験を有する者		小野田 泰明	東北大学大学院 工学研究科都市・建築学専攻教授	
		谷内江 昭宏	金沢大学能登里山里海未来創造センタ 里山里海創造WG座長	オンライン

区 分		氏名	役職等	主な分野
能登町復興推進 アドバイザー		今村 久美	認定特定非営利活動法人 カタリバ 代表理事	教育
		島田 由香	株式会社 YeeY 共同創業者/代表取締役	関係人口

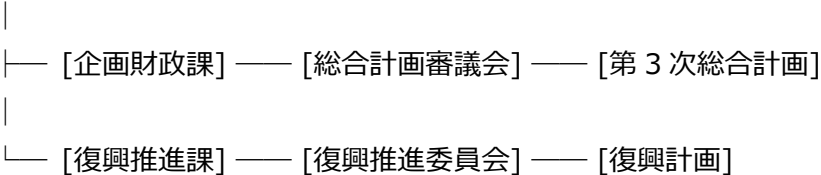
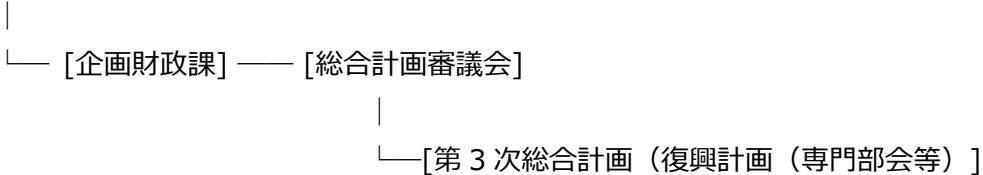
第 3 次能登町総合計画策定に伴う復興計画の今後の進捗管理（案）について

1. 背景・経緯

本年（令和 8 年度）より施行された「第 3 次能登町総合計画」は、町政の最上位計画として、復興まちづくりを含む本町の長期的展望を定めたものです。策定にあたっては、能登半島地震や奥能登豪雨の被害状況を踏まえ、「復興計画」との整合を最優先に進めてまいりました。

2. 現状と課題

現在、これら二つの計画は所管課や審議会等が分かれ個別に進捗管理を行っておりますが、復興事業が着実に推移する現状を踏まえ、復興まちづくりと通常施策を切れ目なく一体的に推進し、限られた人員や予算を重要施策へ重点的に振り向けることで、計画の二重管理を解消し、より機動的かつ効率的な意思決定体制を構築すべく、将来的には一体的な進捗管理への移行を目指す必要があると考えております。

現状（令和 7 年度まで）	将来の目標（令和 9 年度以降）
復興計画と総合計画の管理が並行しており、事務局や審議体制が二重化しています。	総合計画審議会を「最上位の審議の場」とし、復興計画をその中に位置づけることで、行政運営の効率化と政策の一元管理を図ります。
【能登町】 	【能登町】 

3. 今後の進捗管理の方針（案）

復興計画の「再生期」開始（令和 8 年度）および「第 3 次総合計画」の開始が同年度であることを踏まえ、本年度より段階的に統合を図ります。

移行スケジュール（案）

- ・令和 8 年度： 総合計画審議会において、復興計画の進捗状況を包括的に捉える体制への準備を開始。
- ・令和 9 年度以降： 総合計画審議会へ完全移行し、復興計画を含めた一元的な進捗管理を実施。

留意事項

本検討は、管理体制の効率化を目的としており、復興事業の重要性や優先順位が低下するものではありません。総合計画という町全体の大きな枠組みの中で復興事業を位置づけることで、復興に必要な人員や予算を計画的に確保し続け、着実な事業遂行を担保いたします。

体制移行後も、復興に関する専門的な知見が損なわれないよう、審議体制（部会の設置等）については検討を重ねてまいります。

今後のスケジュール

資料 5

(1)能登町復興推進委員会（任期：令和9年5月31日まで）

庶務：復興推進課

区 分	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4
Plan 計画				●各課事業計画作成		●事業計画ヒア	●予算要求・ヒア			●施策編見直し		
Do 実行	●事業実施											●事業実施
Check 評価				●委員会/アドバイザー 意見・提言							●委員会/アドバイザー	
Action 改善			●各課事業計画作成		●事業計画ヒア		●来年度予算作成	●予算ヒア		●施策編見直し		
議会		●議会			●議会			●議会				●議会

(2)能登町総合計画（任期：令和9年3月31日まで）

庶務：企画財政課

区 分	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4
総合計画審議会				●各課事業計画作成（復興計画含む）	●審議会							
					●事業計画ヒア（復興計画含む）							
							●予算要求・ヒア（復興計画含む）					